

ながさき健康長寿サポートメンバー制度質疑応答

(登録)

登録できる「企業・団体」とは、どのようなものですか。

規模や業種は問わず、県民会議の趣旨に賛同し、広く県民のための健康づくり支援の活動を自主的に行う企業・団体を幅広く登録するものです。そのため、県内に支社、事業所、営業所等があることは要しません。また、法人格を有しない場合でも、活動内容によっては、登録の対象になります。そのため、任意団体として、健康づくりの支援を行っているような場合も登録の対象になり得ます。

営業所や事業所単位でも登録ができますか。

営業所や事業所単位でも活動の登録は可能です。但し、活動の概要を添えて登録していただくこととなりますので、登録申請した営業所や事業所でそれぞれ年1回以上の活動が必要になります。

一方、企業・団体全体として登録していただき、営業所や事業所が実際の活動を行っていただくことも可能です。

従来から健康づくり支援の取組をしているのですが、登録はできますか。

従来から県民の健康づくりを支援していただいている企業・団体も、従来からの取組で登録可能です。例えば、食生活改善推進員や健康づくりの推進員など、従来から県民の皆様の健康づくりの支援活動を実施していただいている企業・団体も登録ができます。但し、健康長寿日本一に向けて、できる限り、従来からの取組に新たな要素を付加して活動をお願いしたいと考えております。

市町も登録はできますか。

国及び地方公共団体は、サポートメンバーとしての登録はできません。

県民会議構成団体も登録はできますか。

県民会議構成団体は、サポートメンバーとしての登録は可能です。

健康長寿メイトとして登録した5人組で、サポートメンバーとしての登録もできますか。

ながさき健康長寿メイトは個人の取組を促す制度であり、企業・団体が県民の健康づくりを支援するサポートメンバー制度と趣旨が異なるものですが、健康長寿メイト個人として、自らの健康づくりの取組を実施しつつ、県民の皆様のための活動も実施されるという企業・団体であれば、サポートメンバーとしての登録は可能です。

サポートメンバーとして登録を申請しても認められない場合がありますか。

登録申請書から登録申請や活動の要件等を確認した結果、登録を認めない場合があります。

申請から登録までの期間はどの程度かかりますか。

登録まで、概ね2ヶ月程度で行う予定ですが、内容・時期によって要する期間が異なりますので予めご了承ください。

申請書はどこで受領できますか。

県のホームページでダウンロードしていただけます。また、県の国保・健康増進課、各県立保健所で受け取ることができます。

(活動)

活動頻度に制限はありますか。

少なくとも年に1回以上の支援活動が必要ですが、上限は設けておりません。

活動内容に制限はありますか。

登録申請書において、活動の概要として申請された内容の範囲内での活動を実施していただく必要があります。なお、支援活動の要件は次の全てを満たす必要があります。

- (1) 長崎県内の長崎県民のための健康づくり支援の活動であること
- (2) 自らの構成員のみを対象とするものでないこと
- (3) 特定商品・サービス等の販売や宣伝を伴う活動を行わないこと
- (4) その他サポートメンバーの活動にふさわしくないと知事が認める活動でないこと

登録時の活動内容に変更があった場合は手続きが必要ですか。

登録申請書において、活動の概要として申請された内容の範囲を超えて活動される場合は、内容変更届出書を提出していただく必要があります。

年に1回の活動を行わなかった場合はどうなるのですか。

毎年度の活動報告で活動実績が報告されない場合は、登録名簿から削除する場合がありますので、年に1回以上の活動をお願いします。

支援活動は、無償で行うもののみを対象とするのでしょうか。

支援活動は、無償で行うもののほか、実費相当を徴収して行うものも対象とします。そのため、公民館等で実費を徴収して運動教室を実施すること等も可能です。

「特定商品・サービス等の販売や宣伝を伴う活動を行わない」とは、どのような意味ですか。

サポートメンバーの活動と称し、特定の商品の購入を促したり、特定商品の宣伝を行うことは、制度の趣旨に反しますので、サポートメンバーの活動としては認めておりません。例えば、公民館等で実費を徴収して運動教室を実施した後、対象者にピラやチラシの配布・紹介を超えて、特定の商品の購入を促すことは認められません。

サポートメンバーとしてイベントを開催する場合やブースを設置する場合、自社商品のチラシ等を配布することは認められますか。

サポートメンバーとして開催するイベント等の参加者のうち、イベント終了後などに希望者に対して自社商品のチラシ等の配布・紹介を行うことは可能です。

サポートメンバーとしてイベントを開催する場合、自社商品ののぼりや資材提供を行うことは認められますか。

サポートメンバーとして開催するイベントや設置するブース周辺に自社商品ののぼりを立てることや、自社商品名の入った資材提供を行うことは可能です。

サポートメンバーとしてイベントを開催する場合、参加者にアンケートを取ることは認められるか。そのアンケート回答者のうち、希望者に特定の商品の宣伝を行うことは認められますか。

参加者のうち協力いただける方に対するアンケートを実施することは妨げません。なお、アンケートにおいて、特定の商品の宣伝を希望されており、個別に接触することをご了承いただいている場合は、各企業・団体の判断でそれらにご対応ください。但し、そのサービスの内容について県が評価を与え、保証するものではありません。

通常の営業活動の中で、サポートメンバーとして県のチラシ等を配布することは認められますか。

チラシの配布については、店舗に配備する例や職員が配布する例など様々な手法が考えられますので、各企業・団体で実施しやすい形でお願いいたします。県のチラシ配布と営業内容は別であることをお客様に明示した上で、通常の営業活動の中で、お客様に県のチラシ等を配布していただくことも可能です。

サポートメンバーとして、健康づくりを支援するための新たな商品を開発し、販売することは認められますか。

サポートメンバーとして、健康づくりを支援する新たな商品を開発し、県民に提供することは認めておりますが、活動や商品自体について県が評価を与え、保証するものではありません。例えば、健康づくりを支援するための保険商品を開発し、県民の皆様にご紹介するという場合においても、その商品の内容について県が評価を与え、保証するものではありません。

サポートメンバーとして、健康づくりを支援するために通常提供しているサービスを、割安で県民に提供することは認められますか。

サポートメンバーとして、健康づくりを支援するために通常提供しているサービスを、割安で県民に提供することは認めておりますが、活動や商品自体について県が評価を与え、保証するものではありません。例えば、スポーツジム等で健康長寿メイトを対象として割引価格を適用するという場合においても、そのサービスの内容について県が評価を与え、保証するものではありません。

(その他)

サポートメンバーの活動は、県のホームページで情報提供がなされるのですか。

サポートメンバーとして登録された企業・団体の活動の概要は、県のホームページで掲載します。また、イベント情報についても、可能な限り、県のホームページで情報提供を行います。

ロゴマークはどのような利用が可能ですか。

サポートメンバーとしての活動を紹介するチラシやパンフレットなどに印刷することができます。また、職員の名刺への印刷も可能です。

商品にロゴマークを掲載することは可能ですか。

特定の商品等にロゴマークを掲載することは認めておりません。